

(別記1)

青年就農給付金事業

第1 事業の内容

就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して青年就農給付金（以下「給付金」という。）を給付する。

第2 事業の種類

1 準備型

就農に向けて、道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して給付金を給付する事業

2 経営開始型

経営開始直後の青年就農者に対して給付金を給付する事業

3 推進事業

都道府県及び市町村等が実施する給付金の給付等に係る推進事務を行う事業

第3 事業の仕組み

1 国は、事業実施主体に対して、補助金を交付する。

2 事業実施主体は、本事業に要する経費を都道府県に補助する。

第4 給付主体

1 準備型

都道府県又は青年農業者等育成センター

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修については、事業実施主体から給付することもできる。

2 経営開始型

市町村

第5 青年就農給付金の給付要件等

給付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

1 準備型

(1) 準備型の給付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

イ 第6の1の(1)の研修計画(別紙様式第1号)が次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると都道府県(第8の3に定める全国型教育機関にあっては事業実施主体)が認めた研修機関等で研修を受けること。

(イ) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

(ウ) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。)で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が給付対象者の親族(三親等以内の者をいう。以下同じ。)ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く。)を結んでいないこと。

c 当該先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。(都道府県普及指導センター、市町村等の推薦や過去の研修実績があるなど、諸般の情報により判断)

ウ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

オ 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により給付対象者の責任や役割(農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。)とすることを確約すること。

カ 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク(以下「一農ネット」という。)に加入していること。

(2) 給付金額及び給付期間

給付金の額は、給付期間1年につき1人あたり150万円とする。また、給付期間は最長2年間とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は給付主体は給付金の給付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合。

イ 研修を途中で中止した場合。

ウ 研修を途中で休止した場合。

エ 第6の1の(4)の報告を行わなかった場合。

オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと給付主体が判断した場合(例:研修を行っていない場合、生産技術等

を習得する努力をしていない場合など)。

カ 第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

(4) 次に掲げる事項に該当する場合は給付対象者は給付金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として給付主体が認めた場合(イの(カ)に該当する場合は除く。)はこの限りでない。

ア 一部返還

(ア) (3) のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の給付金を月単位で返還する。

(イ) (3) のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の給付金を返還する。

イ 全額返還

(ア) (3) のオに該当した場合。

(イ) 研修(第6の1の(7)のアの継続研修を含む。)終了後(研修中止後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則45歳未満で、独立・自営就農(2の(1)のイに定める要件((ア)のただし書の「給付期間中」を「就農後5年以内」と読み替える)を満たすものに限る。以下同じ。)、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。

(ウ) 親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合。

(エ) 独立・自営就農又は雇用就農を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。

(オ) 給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で第6の1の(7)の報告を行わなかった場合。

(カ) 虚偽の申請等を行った場合。

2 経営開始型

(1) 経営開始型の給付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

ア 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

(ア) 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではない。

(イ) 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者

の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、給付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

エ 青年等就農計画に青年就農給付金申請追加資料（別紙様式第2号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

(ア) 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする（なお、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、イの（ア）及び（イ）の「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、（ウ）及び（エ）の「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。

カ 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱別記1の人・農地プランの見直し支援等事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。以下別記1において同じ。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。

キ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として別記2に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

ク 原則として一農ネットに加入していること。

ケ 平成23年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(2) 給付金額及び給付期間

ア 給付金の額は、経営開始初年度は、給付期間1年につき1人あたり150万円を給付し、経営開始2年目以降は、給付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金を除く。以下同じ。）を減じた額に3/5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を給付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を給付する。また、給付期間は最長5年間（平成27年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度

目分まで) とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、給付期間1年につき夫婦合わせて、(2) のアの額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を給付する。

(ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

(ウ) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に給付期間1年につきそれぞれ(2) のアの額を給付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を運営する場合は、給付の対象外とする。

(3) 次に掲げる事項に該当する場合は給付主体は給付金の給付を停止する。

ア (1) の要件を満たさなくなった場合。

イ 農業経営を中止した場合。

ウ 農業経営を休止した場合。

エ 第6の2の(6) の報告を行わなかった場合。

オ 第7の2の(4) の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと給付主体が判断した場合(例: 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合、給付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など)。

カ 第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

キ 給付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合(その後、350万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。)

(4) 次に掲げる要件に該当する場合は給付対象者は給付金を返還しなければならない。ただし、アに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として給付主体が認めたときは、この限りでない。

ア (3) のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)の給付金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額を返還する。

ウ (1) のイの(ア) のただし書による給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。

第6 給付対象者の手続

1 準備型

(1) 研修計画の承認申請

準備型の給付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し、給付主体に承認申請する。

（2）研修計画の変更申請

（1）の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

（3）給付申請

（1）の承認を受けた者は、給付申請書（別紙様式第3号）を作成し、給付主体に給付金の給付を申請する。給付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する給付金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、給付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

（4）研修状況報告

準備型の給付を受けた者（以下「準備型受給者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を給付主体に提出する。提出は半年ごとに行い、給付対象期間経過後、1か月以内に行う。

（5）給付の中止

準備型受給者は、準備型の受給を中止する場合は給付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

（6）給付の休止

ア 準備型受給者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は給付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。

イ アの休止届を提出した準備型受給者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

（7）研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備型受給者は、研修終了後5年間（ただし、第5の1の（1）のオに掲げる親元就農をする場合又は第5の1の（4）のイの（イ）に規定する親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する場合は、研修終了後6年間）、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を給付主体に提出する。

なお、準備型の受給終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、給付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を給付主体に提出する。継続研修は準備型受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。

継続研修を行う場合、第5の1の（4）のイの（イ）の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は（4）の規定に準じて、給付主体に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備型受給者は、給付期間内及び給付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を給付主体に提出する。

ウ 就農報告

準備型受給者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告（別紙様式第13号）を給付主体に提出する。

(8) 返還免除

準備型受給者は、第5の1の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第15号）を給付主体に提出する。

(9) 申請窓口

ア 研修予定地の都道府県の給付主体が申請の窓口となり、給付することを基本とする。

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修で事業実施主体から給付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。

イ 準備型受給者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の給付主体と就農予定地の都道府県の給付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の給付主体から給付することができる。

ウ 給付主体と就農予定地の市町村が調整の上、市町村を申請の窓口とすることができる。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始型の給付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、給付主体に承認申請する。

(2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

(3) 給付申請

(1)の承認を受けた者は、給付申請書（別紙様式第16号）を作成し、給付主体に給付金の給付を申請する。給付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する給付金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、平成27年4月以降の農業経営とする。

(4) 給付の中止

経営開始型の給付を受けた者（以下「開始型受給者」という。）は、経営開始型の受給を中止する場合は給付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(5) 給付の休止

ア 開始型受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合

は給付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。

イ アの休止届を提出した開始型受給者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第17号）を提出する。

(6) 就農報告等

ア 就農状況報告

開始型受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を給付主体に提出する。

イ 住所等変更報告

開始型受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を給付主体に提出する。

(7) 返還免除

開始型受給者は、第5の2の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第15号）を給付主体に提出する。

(8) 申請窓口

ア 当該給付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、給付することを基本とする。

イ 人・農地プランの策定市町村と開始型受給者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から給付することができる。

第7 給付主体の手続等

1 準備型

(1) 研修計画の承認

給付主体は、準備型の給付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

審査の結果、第5の1の(1)の要件を満たし、給付金を給付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関を含めた関係者で面接等の実施により行うものとする。

(2) 研修計画の変更の承認

給付主体は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

(3) 給付金の給付

給付金の給付申請を受けた給付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は給付金を給付する。給付金の給付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに給付金の給付を行うものとする。なお、給付主体の判断により、1年分の給付金を一括で給付することができるものとする。

(4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた給付主体は、研修機関や都道府県普及指導センター等の関係機関と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができていないかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関や都道府県普及指導センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに給付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは給付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に給付対象者への面談を実施することができることとする。

ア 給付対象者への面談

（ア）技術の習得状況

（イ）就農に向けた準備状況

イ 指導者への面談

（ア）技術の習得状況

（イ）就農に向けた準備状況

ウ 書類確認

（ア）成績表（教育機関で研修を受ける場合）

（イ）出席状況

（5）継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた給付主体は、（1）の手順に準じて承認する。

ただし、この場合、「第5の1の（1）の要件」を「第5の1の（1）のア及びイの要件」と読み替えるものとする。

（6）就農状況の確認

給付主体は、就農状況報告の提出のあった準備型受給者の就農状況を、準備型給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第6の1の（7）のアのただし書による場合は、農業経営を継承した又は農地を移転したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、給付金を給付した給付主体の都道府県と異なる都道府県に就農した者及び事業実施主体が給付金を給付した者については、就農先の都道府県と協力し、確認する。

ア 開始型受給者

2の（4）による確認結果について、3の（2）のデータベースに照会する。

イ 農の雇用事業の研修生となっている者

別記2の第6の6による確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

ウ ア又はイ以外の者

2の（4）に準じて確認する。

（7）給付の中止

給付主体は、準備型受給者から中止届の提出があった場合、又は第5の1の

(3) のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

(8) 給付の休止

ア 給付主体は、準備型受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。

イ 給付主体は、準備型受給者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

(9) 返還免除

給付主体は、準備型受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5の1の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。

(10) 申請窓口

ア 研修予定地の都道府県の給付主体が申請の窓口となり、給付することを基本とする。

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修で事業実施主体から給付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。

イ 準備型受給者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の給付主体と就農予定地の都道府県の給付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の給付主体から給付することができる。

ウ 給付主体は、準備型受給者の就農予定地の市町村との調整の上、市町村を申請の窓口とすることができる。

(11) 給付情報等の登録

給付主体は、研修計画や給付申請書等の提出があった場合、青年就農給付金給付対象者データベース（以下「データベース」という。）に給付情報等を速やかに登録するものとする。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認

給付主体は、経営開始型の給付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第5の2の(1)の要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(2) 青年等就農計画等の変更の承認

給付主体は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

(3) 給付金の給付

給付金の給付申請を受けた給付主体は、申請の内容が適当であると認めた場

合は給付金を給付する。給付金の給付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに給付金の給付を行うものとする。なお、給付主体の判断により、1年分の給付金を一括で給付することができるものとする。

(4) 就農状況の確認

就農状況報告を受けた給付主体は、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができていのかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行う。

確認は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第14号）を使い、以下の方法により行う。

ア 開始型受給者への面談

(ア) 青年等就農計画等達成に向けた取組状況

イ 圃場確認

(ア) 耕作すべき農地が遊休化されていないか

(イ) 農作物を適切に生産しているか

ウ 書類確認

(ア) 作業日誌

(イ) 帳簿

(5) 給付の中止

給付主体は、開始型受給者から中止届の提出があった場合又は第5の2の(3)のア、イ若しくはエからカまでのいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

(6) 給付の休止

ア 給付主体は、開始型受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。

イ 給付主体は、開始型受給者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

(7) 返還免除

給付主体は、開始型受給者から提出された返還免除申請の申請内容が第5の2の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。

(8) 申請窓口

ア 当該給付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、給付することを基本とする。

イ 人・農地プラン策定市町村と開始型受給者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から給付することができる。

(9) 給付情報等の登録

給付主体は、青年等就農計画等や給付申請書等の提出があった場合、データベースに給付情報等を速やかに登録するものとする。

(10) 相談体制の整備

給付主体は、受給者の営農上の諸課題の相談に応じる体制を整備するものとする。

(11) 交流会の開催

都道府県は、給付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

3 給付対象者情報の共有

(1) 事業実施主体は給付対象者の給付金の給付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、国、事業実施主体及び給付主体等は受給者の情報を共有することにより、給付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) (1) を実施するため、事業実施主体は、給付情報等に関するデータベースを作成し、運用するものとする。また、データベースにおける給付主体による給付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、給付主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。

(3) 給付主体等（準備型の給付主体が青年農業者育成センターの場合は都道府県を含む。）は（2）のデータベースに給付情報等を速やかに登録するものとする。

(4) 給付対象者が準備型の給付金の給付を受けた都道府県と異なる都道府県で就農した場合及び事業実施主体が給付金を給付した者が就農した場合は、就農地の都道府県は就農状況の確認に協力する。

(5) 国、事業実施主体及び給付主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第18号により適切に取り扱うものとする。

第8 事業計画等

1 事業計画の作成

(1) 青年就農給付金事業計画の作成

ア 事業実施主体は、青年就農給付金事業計画（別紙様式第19号）を作成し、経営局長の承認を得る。

イ アの承認を受けた青年就農給付金事業計画を変更し、第2の1及び2の経費を3に流用する場合は、経営局長の承認を得る。

(2) 都道府県青年就農給付金事業計画の作成

ア 都道府県は、都道府県青年就農給付金事業計画（別紙様式第20号）を作成し、地方農政局長の承認を得る。

イ 地方農政局長は、アの承認後、承認した都道府県青年就農給付金事業計画を経営局長に報告する。

ウ イの報告を受けた経営局長は、都道府県青年就農給付金事業計画を事業実施主体に通知する。

(3) 経営開始型給付計画の作成

市町村は、経営開始型給付計画（別紙様式第21号）を作成し、都道府県の承認を得る。

(4) 準備型給付計画の作成

青年農業者等育成センターが準備型の給付主体である場合は、青年農業者等育成センターは準備型給付計画（別紙様式第22号）を作成し、都道府県の承認を得る。

(5) 計画の重要な変更

(2) の都道府県青年就農給付金事業計画、(3) の経営開始型給付計画、及び(4) の準備型給付計画について以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 給付金の給付計画における給付金総額

ウ 準備型の給付主体及び研修機関等

エ 推進事業費の増加

2 事業実施主体から都道府県への補助

(1) 1の(2)の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の支払いを請求するときは、支払請求書（別紙様式第23号）を事業実施主体に提出する。

(2) (1)の提出を受けた事業実施主体は、都道府県に補助金を支払う。

3 全国型教育機関

所在する都道府県への就農を基本としていない教育機関（以下「全国型教育機関」という。）で研修を受ける就農希望者に対しては、事業実施主体から準備型を給付することができる。

4 資金の管理

(1) 事業実施主体は、平成27年2月3日より前に国から交付された補助金により積み立てられた資金（以下「既存資金」という。）と、平成27年2月3日以降に交付された補助金を区別して経理するものとする。

(2) 事業実施主体は、金融機関への預金により既存資金を運用する。

(3) 事業実施主体は、既存資金の管理、個人情報等の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成し、又は変更したときは、経営局長の承認を得る。

(4) 事業実施主体は、既存資金の運用収入及び既存資金の取崩しによる収入については本事業の実施に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。

(5) 事業実施主体は、平成27年2月3日より前に申請のあった者の都道府県からの補助金の返還又は準備型受給者からの給付金の返還があった場合は、これを既存

資金に繰り入れるものとする。

- (6) 事業実施主体は、既存資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合又は平成32年3月31日において既存資金に残余がある場合は、国に返還する。

また、国は上記の場合以外でも「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」3の（4）のアを準用し、使用見込みの低い既存資金があると認めるときは、当該残額を納付させることがある。

5 事業実績報告の作成

(1) 青年就農給付金事業実績報告の作成

事業実施主体は、毎年度の事業の完了後、青年就農給付金事業実績報告（別紙様式第19号）を9月末までに経営局長に報告する。また、既存資金による事業については、毎年度の当該事業の完了後、青年就農給付金基金事業資金決算報告書（別紙様式第24号）を6月末までに経営局長に報告する。実績報告の作成に当たり、全国型教育機関と連携し、給付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

(2) 都道府県青年就農給付金事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県青年就農給付金事業実績報告（別紙様式第20号）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県が準備型の給付主体である場合は、都道府県青年就農給付金事業実績報告の作成に当たり、研修機関等と連携し、給付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該都道府県青年就農給付金事業実績報告を経営局長に報告する。

ウ イの報告を受けた経営局長は、都道府県青年就農給付金事業実績報告を事業実施主体に通知する。

(3) 経営開始型給付実績報告の作成

市町村は、経営開始型給付実績報告（別紙様式第21号）を作成し、都道府県に報告する。

なお、経営開始型給付実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、給付対象者の経営開始計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

(4) 準備型給付実績報告の作成

青年農業者等育成センターが準備型の給付主体である場合は、青年農業者等育成センターは、準備型給付実績報告（別紙様式第22号）を作成し、都道府県に報告する。

なお、準備型給付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、給付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

(5) 国によるフォローアップ

国は（1）及び（2）の報告を踏まえ、必要に応じ、事業実施主体及び都道府県に対し、指導助言を行うものとする。

第9 推進事業

給付金の給付事業を推進するため、給付主体等（給付主体（経営開始型に当たっては都道府県を含む。）又は事業実施主体をいう。以下この第9において同じ。）は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業費の対象経費は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、給付主体等の会計に属する給付金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、給付金給付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 給付金の給付事業の実施に関する事務
- 2 給付金の給付事業の普及活動
- 3 給付金の給付事業の給付対象者の指導活動

第10 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 給付主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、給付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。
- 2 国は、給付主体等の協力を得て、給付主体等が新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。
- 3 国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、事業実施主体、都道府県、市町村、本事業に関係する機関及び給付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。
- 4 国は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。